

## 閣僚の給与の一部返納について

平成23年10月28日  
閣僚懇談会申合せ

閣僚の給与については、東日本大震災への対応等のための歳出削減に資するため、内閣総理大臣にあっては30パーセント、国務大臣にあっては20パーセント減額することを内容とする「国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案」が現在国会に提出されており、同法案の早期成立に努めているところであるが、内閣として率先して復興財源の確保に取り組むとの趣旨から、11月以降同法案が施行されるまでの間、同法案に規定する給与減額分に相当する額を国庫に返納することとする。

なお、平成23年9月2日閣僚懇談会申合せ「閣僚の給与の一部返納について」は廃止する。

## (参考)

「国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案」(平成23年6月国会提出済)  
に規定する閣僚等の給与減額の内容

### ○内閣総理大臣

	現行		特例法後
俸給月額	206万円	△61万8千円(△30%)	144万2千円
月例給(俸給月額+地域手当(18%))	243万800円	→	170万1,560円
年間期末手当額	約1,012万円	△約304万円(△30%)	約709万円
年間給与額	約3,929万円	△約1,179万円(△30%)	約2,751万円

### ○国務大臣

	現行		特例法後
俸給月額	150万3千円	△30万600円(△20%)	120万2,400円
月例給(俸給月額+地域手当(18%))	177万3,540円	→	141万8,832円
年間期末手当額	約739万円	△約148万円(△20%)	約591万円
年間給与額	約2,867万円	△約573万円(△20%)	約2,294万円

### ○副大臣

	現行		特例法後
俸給月額	144万1千円	△28万8,200円(△20%)	115万2,800円
月例給(俸給月額+地域手当(18%))	170万380円	→	136万304円
年間期末手当額	約708万円	△約142万円(△20%)	約567万円
年間給与額	約2,749万円	△約550万円(△20%)	約2,199万円

### ○大臣政務官

	現行		特例法後
俸給月額	122万8千円	△12万2,800円(△10%)	110万5,200円
月例給(俸給月額+地域手当(18%))	144万9,040円	→	130万4,136円
年間期末手当額	約604万円	△約60万円(△10%)	約543万円 ※
年間給与額	約2,342万円	△約234万円(△10%)	約2,108万円 ※

※大臣政務官等の給与は、歳費がある場合はその差額が行政府から支給されることとなっている。このため、期末手当については歳費の支給額が給与法に定める額を上回っていることから、行政府からは支給されず、歳費の期末手当のみ支払われる。したがって実際の年間期末手当額は約10万円多い約554万円となり、年間給与額は同じく約2,118万円となる。

### (参考)国會議員

	現行
歳費月額	129万4千円
年間期末手当額	約554万円 ※
年額(歳費+期末手当)	約2,106万円 ※

※H23年4月～9月の期間(6ヶ月)は、歳費特例法により、歳費月額79万4千円となっていた。

(国會議員には国家公務員の地域手当に相当する手当の支給がない)